

# 基礎から分かる！ 相続税 勉強会開催のお知らせ (前篇、後篇2回シリーズ)

突然の相続  
に備える！

今年から相続税の基礎控除額が引き下げになりました。これにより、相続税の納付対象者は益々増えてくるものと思われます。

相続税に関しましては、範囲が非常に広範囲で、かつ、理解のしにくいものとなっておりますので、必ず税理士の力が必要になってくると思います。

ただし、「相続に関しては全て税理士さんに...」という事ではなく、家主様も一定の相続知識を持たれた上で、ある程度の課題を把握されるのがよろしいのではないかと感じます。

本勉強会では、「相続発生前にできる対策・知識」「相続発生時に必要な知識」「相続発生後に使える対策・知識」という観点で、前半後半2回シリーズで勉強会を開催したいと思います。

前半後半2回で、相続税の概略を「広く・分かり易く」を目標にご説明していきたいと思ひます。

## 概要

- ◎日時：第1回目(前篇) 平成27年5月9日(土)  
14時～16時(受付開始13時30分より)  
第2回目(後篇) 平成27年5月30日(土)  
14時～16時(受付開始13時30分より)

◎定員：6名(先着順)


※定員超過の場合は、次回の勉強会へのご参加をお願いする場合がございます。

◎会場：オーロラガーデンビル2F研修室(本店裏の建物)  
所在地：盛岡市本宮3丁目10-11

◎参加費：無料

## 過去の相続勉強会で使用したテキストを一部抜粋


相続人は誰か？



父 母 第2順位  
兄弟姉妹 配偶者 被相続人 子 第1順位

相続人には第1～第3まで順位がついている。ただし、代襲相続を考慮しないといけない。

贈与は分散させた方が、税額が低くなる



□現金450万円を1人に贈与(特例税率)  
↓  
贈与税額  
(450万円-110万円)×15%-10万円  
=41万円

□現金450万円を2人に対して、225万円ずつ贈与  
↓  
贈与税額  
(225万円-110万円)×10%  
=11.5万円  
⇒11.5万円×2=23万円

差額：18万円

具体例①(自宅の評価)

太郎さんは下記の土地及び家を所有している。  
相続税評価額はいくらか？  
※奥行価格補正率は考慮しないものとする。

路線価：4万円/m<sup>2</sup>

自宅敷地：300m<sup>2</sup>

家屋：固定資産税評価額 1,300万円

・自宅の価額( )万円  
・自宅敷地の価額 ( )万円×( )m<sup>2</sup>  
= ( )万円  
・合計額 ( )万円+( )万円  
= ( )万円

ご参加希望の方はお電話か、FAXでお申込み下さい。

電話:019-636-3241

FAX:019-636-3242

※FAXの場合は、この用紙に御記入の上、このままFAXをお願いします。

## 相続税勉強会 参加申込書

御氏名	
ご住所	
連絡先	
参加人数	

- ・本勉強会は事前予約制となっております。
- ・参加人数を超えた場合は、次回勉強会へのご参加をお願いする場合がございます。
- ・ご参加希望の方には、後日、詳しいご案内をさせていただきます。

### 講師情報

櫻井竜三

(経理総務部、財務コンサルティング課)

宅地建物取引主任者

上級相続支援コンサルタント

日本商工会議所 簿記検定1級

2級ファイナンシャルプランニング技能士

プロフィール

以前は、管理営業課に従事。退去立会やクレーム処理、リフォーム提案等の業務を行う。相続についての質問を受ける機会が多くなり、賃貸経営上での相続問題の重要性を知り、相続支援コンサルタント資格を取得。現在は、経理総務部主任として、財務諸表作成業務などを行う。

### お問い合わせ



株式会社アート不動産  
盛岡市本宮3丁目11-11  
TEL019-636-3241  
FAX019-636-3242  
担当: 櫻井まで